

令和４年台風第１４号における

住宅の応急修理申請の手引き

令和４年９月

宮崎県県土整備部建築住宅課

災害救助法に基づく住宅の応急修理制度

1 制度の概要

住宅の応急修理とは、災害により住宅が半壊等の被害を受け、そのままでは居住できない場合であって、応急的に修理すれば居住可能となり、かつ、その者の資力が乏しい場合に、市町村が必要最小限度の修理を行う（市町村が業者に依頼し、修理費を市町村が直接業者に支払う）制度です。

2 応急修理制度の対象となる市町村

今回の水害では、次の市町村が対象となります。

延岡市

3 応急修理制度の対象者

（１） 住宅の要件（次の要件をすべて満たすこと）

① 今回の水害により住宅の被害を受けたこと。

○ 市町村が発行する罹災証明書に記載された被害の程度が次のいずれかに該当すること

- ・ 大規模半壊
- ・ 中規模半壊
- ・ 半壊
- ・ 準半壊

○ 被害を受けた状態のままでは住むことができない状態にあること。

※ 自宅にいる場合であっても、日常生活に必要不可欠な部分に被害があれば、応急修理の対象となります。

※ 全壊の住宅は、応急修理の対象とはなりません。ただし、応急修理を実施することにより居住できるようになるときは、応急修理制度を活用できる場合があります。

② 応急修理を行うことで、被害を受けた住宅に住み続けることができる見込みであること。

（２） 世帯所得の要件

所得制限はありません。

なお、中規模半壊、半壊または準半壊に該当する住宅を応急修理する場合は、市町村に提出する申請書に「資力に関する申出書」（様式第３号）を添付していただきます（８ページ参照）。

4 住宅の応急修理の基本的考え方と工事範囲

（１） 基本的な考え方

日常生活に必要不可欠な部分（居間・寝室・炊事室・便所・浴室又はこれらをつなぐ廊下）であって、居住のために応急修理を行うことが必要な箇所が対象となります。

（２） 工事範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根・床・壁等の部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備（３ページの工事例参照）

5 応急修理の基準額等

- (1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯あたりの限度額（税込み）は次のとおりです。

大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けた世帯	655,000 円
半壊に準ずる程度（準半壊）の損傷により被害を受けた世帯	318,000 円

- (2) 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、(1)の1世帯当たりの額以内とします。

- (3) 借家の取扱

借家は、本来、その所有者（大家さん）が修理を行うものですが、所有者の資力では修理できず、かつ、居住者（入居者）の資力では修理できない場合（修理をしないと住めない場合）は、所有者の同意を得て応急修理を行うことができます。

詳しくは市町村へお尋ねください。

6 申込時の提出資料

次の書類を市町村の窓口に提出していただきます。

- (1) 「住宅の応急修理」申込チェックシート
- (2) 災害救助法の住宅の応急修理申込書（様式第1号）
- (3) 住宅の被害状況に関する申出書（様式第2号）
- (4) 罹災証明書
- (5) 施工前の被害状況が分かる写真
- (6) 資力に関する申出書（様式第3号）
- (7) 修理見積書（様式第4号）
- (8) 借家の応急修理に係る所有者の同意書（様式第9号） ※借家の場合
- (9) その他市町村が求める書類（工事費の振込先口座番号など。市町村に確認してください。）

※ 工事が終わったときは、工事写真（修理前、修理中、修理後）と併せて工事完了報告書を市町村へ提出します（4ページ参照）。

7 その他留意事項

- (1) 被災した住宅の修理を行う際の写真撮影について（5ページ参照）

住宅の応急修理制度をご活用いただくに当たっては、修理を行う箇所について被害状況が分かるように写真を撮影する必要があります。必ず修理前の写真を撮影し保存しておいてください。

- (2) 修理費用の支払について

この制度は、申込後に市町村が修理業者に修理を依頼し、費用を修理業者に直接支払う制度です。被災者から修理業者に費用を支払ってしまうと利用できなくなりますのでご注意ください。

住宅の応急修理にかかる工事例

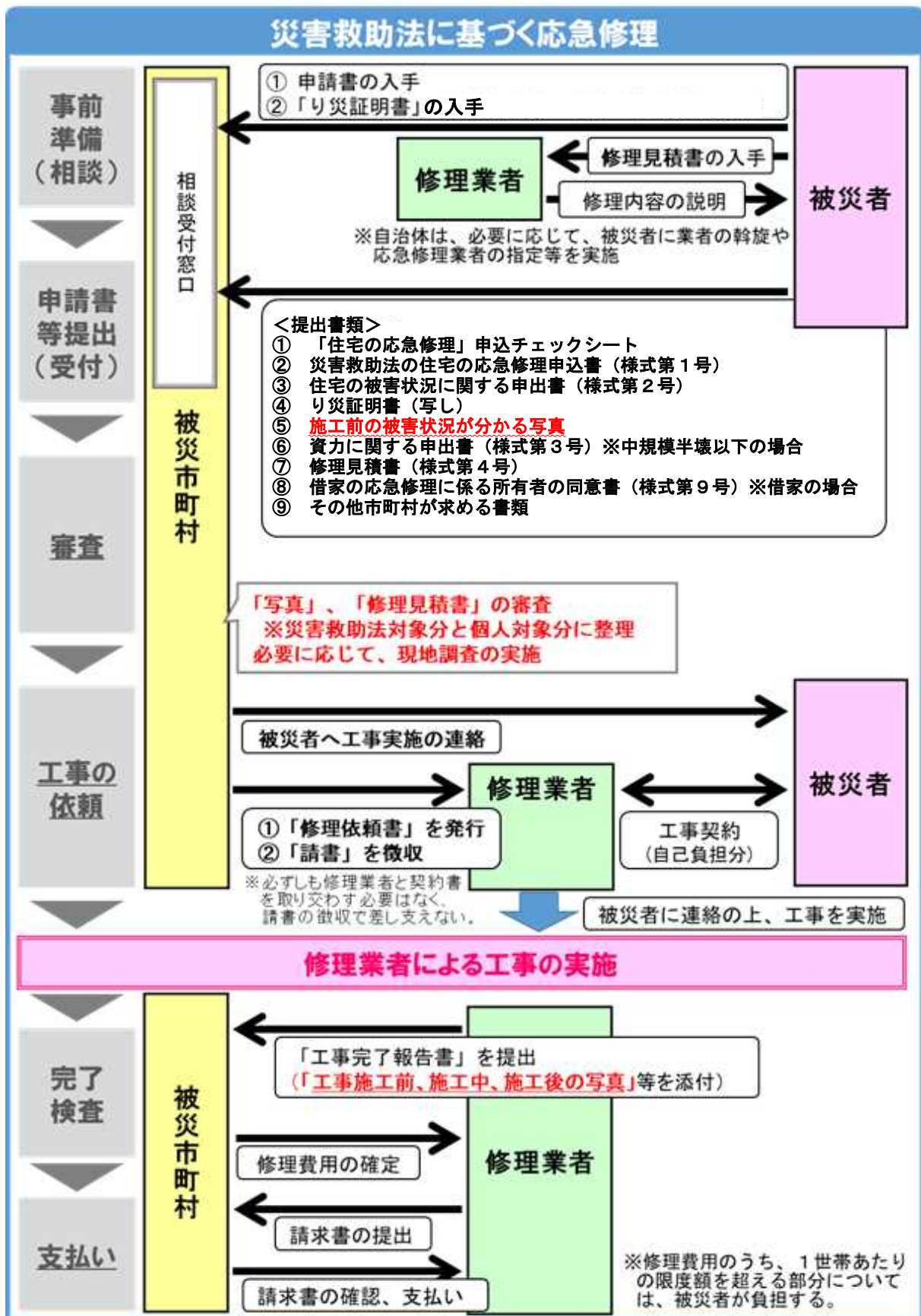
1 典型的な応急修理の工事例

- (1) 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む）
- (2) 傾いた柱を元に戻す工事（筋交の取替え、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る）
- (3) 破損した柱梁等の構造部材の取替え
- (4) 壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む）
- (5) 壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする）
- (6) 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む）
- (7) 壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、カギの取替えを含む）
- (8) 壊れた給排気設備の取替え
- (9) 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）
- (10) 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む）
- (11) 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替え（便器はロータンクを含む。設備の取替えと併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む）

2 応急修理の基本的考え方

- (1) 当該災害による被害と直接関係ある修理のみが対象となります。
 - (例) ○ 壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
 - 壊れた便器の取替え（温水洗浄便座は被災前から備わっている場合は可）
 - 割れたガラスの取替え（取り替えるガラスはペアガラスでも可）
 - × 壊れていない便器の取替え
 - × 古くなった壁紙の貼替え
 - × 古くなった屋根葺き材の取替え
- (2) 内装に関するものは原則として対象外ですが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱いとなります。
 - ・ 壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合は、日常生活に必要欠くことのできない部分の破損箇所である場合にのみ対象とする。
 - ・ 壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。
 - (例) × 壊れた石膏ボードのみの取替え
 - × 畳や壁紙のみの補修
 - 屋根の下地材が損傷し、雨漏りによって破損した床と畳の取替え
- (3) 修理の方法は代替措置でも可能です。
 - (例) ○ 柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- (4) 家電製品は対象外となりますのでご注意ください。

住宅の応急修理の手続及び流れ





応急修理制度の利用に当たっては、 被害箇所・修理箇所が分かるよう “写真”を撮影して下さい。

カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

住宅の応急修理制度をご活用いただくに当たっては、修理を行う箇所について被害状況が分かるように写真を撮影する必要があります。

撮影に当たっての留意点等は以下のとおりです。

<撮影上の留意点>

(1) 外観（壁、玄関、窓、屋根など）の亀裂、剥がれ、歪みなど

- ✓ 浸水高が分かるようにメジャー等で高さが分かるように撮影しましょう。
メジャー等がない場合は浸水高を指さして撮影しましょう。
- ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
室外で撮影する際は、逆光による白飛び等や明るさ不足による潰れに注意してください。
また、屋根など撮影に危険が伴う場合は修理業者に依頼してください。

(2) 室内（床板、扉、壁など）のめくれ、反り、腐食、脱落など

- ✓ 被災した部屋ごとの全景写真を撮影しましょう。
片付け等をした後だと被害状況が分かりにくくなってしまいます。事前に撮影しましょう。室内で撮影する際は、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたいた場合は光の反射に注意してください。
- ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。

(3) 設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器など）の破損、故障など

- ✓ 破損箇所・故障箇所が分かるように撮影しましょう
- ✓ 設備の型番・形式等が分かる写真も併せて撮影しましょう
応急修理制度は被災前の同等品への修理・交換が対象となります。

<修理業者の方にもお伝えください>

- ✓ 工事の修理中、修理後の写真も必要となります。修理業者に撮影を依頼しましょう。



記載例

様式第 1 号

申込日：令和 年 月 日

災害救助法の住宅の応急修理申込書

〇〇〇〇市町村長 様

住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。

なお、住宅の応急修理の申込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市町村の担当者が調査・確認することに同意します。

【被害を受けた住宅の所在地】 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

【現在の住所】 ※ 避難所先の住所（自宅の場合は「同上」を記入）

【現在の連絡先（TEL）】 090-1234-5678 （自宅・携帯・勤務先・その他）

【生年月日】 明治・大正・昭和・平成 50年 10月 10日生（46歳）

【氏 名】 宮崎 太郎 印（自署の場合は押印省略可）

1 被災日 令和4年9月18日

2 災害名 令和4年台風第14号

3 住宅の被害の程度（「り災証明書」に基づき、被害の程度に“○”を付けてください。）

・ 全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊

4 被害を受けた住宅の部位（※該当箇所に○をつけてください。）

・ 屋根 ・ サッシ ・ 柱 ・ 上下水道の配管
・ 床 ・ ガスの配管 ・ 外壁 ・ 給排気設備の配管
・ 基礎 ・ 梁 ・ 電気、電話線、テレビ線の配線
・ トイレ ・ ドア ・ 浴室 ・ 窓
・ その他（ ）

※ 「住宅の被害状況に関する申出書」（様式第2号）で修理対象箇所を記入してください。

（添付書類）

- ・ 「住宅の応急修理」申込チェックシート
- ・ 住宅の被害状況に関する申出書（様式第2号）
- ・ り災証明書の写し
- ・ 施工前の被害状況が分かる写真
- ・ 資力に関する申出書（様式第3号）※中規模半壊以下の場合
- ・ 修理見積書（様式第4号）※後日提出可だが、工事実施前に必要
- ・ 所有者の同意書（様式第9号）※借家の場合
- ・ その他市町村が求める書類

受付欄

市町村にて受付日・受付番号を記載

様式第2号

申込日を記入

令和 年 月 日

住所 ○○市○○町○丁目○番○号

氏名 宮崎 太郎

1 応急修理対象箇所について

修理対象箇所 ※該当する箇所に“○”を記入

2 床について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

☐ 床組 または 下地板 が壊れている。

- ☒ 下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。
☐ 仕上材のみの不具合 → 制度の対象外です。

(※壁の構造は、① 柱・はり＋下地材＋表面材（壁紙など）

- ③ 柱・はり+竹組下地+塗仕上げ かなっています。)

- ☐ 柱・はり または 下地板 が壊れている。
- ☐ 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。
- ☐ 下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。
- ☐ 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。

(※屋根の構造は、小屋組+屋根の下地材+表面の仕上材からなっています。)

- ☐ 屋根の下地材 が壊れている。
- ☐ 雨漏りにより、天井・内壁・床に大きな被害があり、1室以上を使用できない。
- ☐ 屋内に浸水した痕跡がみられない、浸水被害が軽微 → 制度の対象外です。

居間の木製ドアが吸水により枠組みから破損している。

記載例

資力に関する申出書

〇〇市町村長 様

私、宮崎 太郎 は、(令和4年台風第14号) のため、
住家が (大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊) しております。

住家を修理する資力が下記の理由のとおり不足するため、応急修理を実施していただきますようお願いいたします。

記

※世帯の収入の状況、資力が不足する理由を具体的にご記入ください。

(記入例)

- ・ 年金収入のみで余裕がなく、応急修理を実施できる資力がありません。
- ・ 日常生活費やローンの支払い等で余裕がなく、応急修理を実施できる資力がありません。
- ・ 水害における収入の減少により、応急修理を実施できる資力がありません。
- ・ 介護が必要な家族がおり、介護費用等の出費で余裕がなく、応急修理を実施できる資力がありません。

申込日を記入

令和 年 月 日

申出者

被害を受けた住宅の所在地

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

現在の
住所を記入

現住所 同上

世帯主の
氏名を記入

氏 名 宮崎 太郎

印

(自署による場合は押印省略可)

半壊以上の記載例

【記入例】修理見積書

(全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊)

※ 市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額（総工事費） 1,650,000 円（消費税込）

☑ 「住宅の応急修理」申込関係

見積金額（応急修理分）（※1） 655,000 円（消費税込）

見積金額（被災者負担分） 995,000 円（消費税込）

例では、応急修理対象分の金額は165万円だが、
限度額65.5万円を超えることから、65.5万円を
記載する。

工事名称	（消費税込）	うち応急修理対象分 （消費税込）（※2）	備考
① 屋根工事（ルーフィング、瓦交換）	750,000	655,000 円	
② 仮設足場	200,000 円	— 円	
③ 天井工事（天板、壁紙）	150,000 円	— 円	
④ 窓工事（サッシ交換）	200,000 円	— 円	
⑤ 床工事（床下断熱・下地板、床板交換）	350,000 円	— 円	
⑥	0 円	0 円	
合 計	1,650,000 円	655,000 円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること

＜限度額＞全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合：

655,000円の範囲内

準半壊の場合：

318,000円の範囲内

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「-」としてよい

※3 上表の内訳を添付（修理業者指定の様式で可。）すること

〇〇〇市町村長 殿

（※修理業者記入）上記のとおり見積書を提出します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所	□□□県〇〇〇市〇〇〇 △-△-△
会社名	〇×〇×工務店
電話番号	***-***-***
代表者名	〇 〇 〇 〇

（※修理申込者記入）上記の見積書を確認しました。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所	〇〇市〇〇 □-□-□
氏 名	〇 〇 〇 〇

（※市町村記入欄）

市町村名	受付番号	受付担当者名

準半壊の記載例

【記入例】修理見積書

(全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊)

※ 市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額（総工事費） 650,000 円（消費税込）

☑ 「住宅の応急修理」申込関係

見積金額（応急修理分）（※1） 318,000 円（消費税込）

見積金額（被災者負担分） 332,000 円（消費税込）

例では、応急修理対象分の金額は65万円だが、
限度額31.8万円を超えることから、31.8万円を
記載する。

工事名称	金額 （消費税込）	うち応急修理対象分 （消費税込）（※2）	備考
① 屋根工事（瓦交換）	350,000 円	318,000 円	
② 仮設足場	150,000 円	— 円	
③ 窓工事（サッシ交換）	150,000 円	— 円	
④	円	— 円	
⑤	0 円	— 円	
⑥	0 円	0 円	
合 計	650,000 円	318,000 円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること

＜限度額＞全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合：

655,000円の範囲内

準半壊の場合：

318,000円の範囲内

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「-」としてよい

※3 上表の内訳を添付（修理業者指定の様式で可。）すること

〇〇〇市町村長 殿

（※修理業者記入）上記のとおり見積書を提出します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所	□□□県〇〇〇市〇〇〇 △-△-△
会社名	〇×〇×工務店
電話番号	* * * - * * * - * * * *
代表者名	〇 〇 〇 〇

（※修理申込者記入）上記の見積書を確認しました。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所	〇〇市〇〇 □-□-□
氏 名	〇 〇 〇 〇

（※市町村記入欄）

市町村名	受付番号	受付担当者名

記載例

様式第9号

借家の応急修理に係る所有者の同意書

〇〇市町村長 様

私が所有する下記の物件について、修理を行うことができませんので、災害救助法に基づく住宅の応急修理を行うことに同意します。

記

1 対象住宅の所在地、物件名、居室番号

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇アパート〇〇号室

2 所有者が修理を行うことができない理由

※借家等は通常はその所有者が修理を行うものであるため、修理を行うことができない理由を詳しく記入してください。

(記入例)

修理費用が〇〇円かかるが、所有者が保険に加入しておらず、金融機関からの借り入れも断られている。また、所有者が、手持ちの現金及び預貯金等の蓄えがほとんどなく、家賃収入及びその他も含めた収入が月〇〇円程度であるが、日常生活費やローンの支払い等で余裕がなく、応急修理を行う資力がないため。

令和 年 月 日

申込日を記入

(所有者)

住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏 名 宮崎 次郎 印

上記借家の応急修理が完了し生活が可能となった場合は、当該借家に居住します。

令和 年 月 日

申込日を記入

(被災者)

住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏 名 宮崎 太郎 印

(自署による場合は押印省略可)
※受付後は最後に綴ってください。

受付番号	第 号
申込者	

参考様式

応急修理（修理前、修理中、修理後）工事写真台帳

《 邸 応急修理状況報告 》

（ 1 / ）

	工事箇所（記入例）	工事箇所
修理の 説明	外観（屋根損傷、2階傾き、 建具の損傷、雨樋破損、外 壁剥落等）	
修理前 写真	修理前写真	
修理中 写真	修理中写真	
修理後 写真	修理後写真	

《 邸 応急修理状況報告 》

(2 /)

	工事箇所	工事箇所
修理の 説明		
修理前 写真		
	▼	▼
修理中 写真		
	▼	▼
修理後 写真		

《 邸 応急修理状況報告 》

(/)

	工事箇所	工事箇所
修理の 説明		
修理前 写真		
	▼	▼
修理中 写真		
	▼	▼
修理後 写真		

適宜、ページは増やしてください。

災害救助法に基づく住宅の応急修理に関する Q & A

質 問		回 答
1	住宅の応急修理とはどのような制度なのか。	災害のため住宅が半壊若しくは一部損壊（準半壊）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯又は大規模半壊の被害認定を受けた世帯に対し、被災した住宅の屋根や台所・トイレなど日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分の応急的な修理について、市町村が業者に依頼し、修理費用を市町村が直接業者に支払う制度です。
2	住宅の応急修理費用を貰って自分で業者に発注することは可能か。	修理に要した経費は自治体が直接、修理業者に支払います。 ただし、内閣府告示（一般基準）の金額を超える修理を行う場合には超過した分の修理額について、自己負担で支払っていただく必要があります。
3	住宅の応急修理の範囲はどこまでか。	住宅の応急修理の対象は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な部分です。 なお、災害の難を逃れ、単に古くなった壁紙や畳の交換は対象外です。
4	災害救助法に基づく住宅の応急修理と被災者生活再建支援法の支援金は併給してもよいのか。	併給は可能です。 住宅の応急修理をする場合は、大規模半壊、中規模半壊など支援法の対象となる被害が生じた世帯であれば、被災者生活再建支援金も合わせて活用することができます。 なお、被災者生活再建支援金を活用する場合は、上記2と同じく自己負担分の契約が必要となります。
5	自宅の損壊により、やむを得ず、公営住宅、市営住宅、国家公務員宿舎等や在宅避難や親戚・知人宅への避難をしても住宅の応急修理は可能か。	在宅避難中や親戚などのお宅に身を寄せていても住宅の応急修理の実施は可能です。 また、応急修理が完了するまで左記の住宅等に一時的に避難していた場合でも、応急修理の実施が可能です。 ただし、応急修理を行った後、住家に戻っていただくことが前提となります。
6	駐車場や倉庫も応急修理の対象としてよいのか。	住宅の修理が対象となります。 駐車場や倉庫は対象外です。
7	家電製品は応急修理の対象となるのか。	家電製品は応急修理の対象外となります。 エアコンの室外機も応急修理の対象外です。
8	住宅の応急修理の申込みはいつまでに行わないといけないのか。	修理業者の見積書の作成など順番待ちや修理作業により遅れることもあります、期限は設けておりません。 なお、住宅の応急修理の申請受付については、可能な限り速やかな完了に努めていただきますようお願いします。
9	被災者の所得に関係なく対象となるのか。	世帯の収入要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断することとしています。 ※ 平成 28 年 5 月までは前年（又は前々年）の世帯収入について確認を求めていたが、この要件は撤廃している。
10	住宅の応急修理に必要な書類は何ですか。	申込みの際に必要な書類等は以下のとおりです。 ① 「住宅の応急修理」申込チェックシート ② 住宅の応急修理申込書（様式第 1 号） ③ 住宅の被害状況に関する申出書（様式第 2 号） ④ リ災証明書の写し ③ 施工前の被害状況が分かる写真 ④ 資力に関する申出書（様式 3 号） ⑤ 修理見積書（様式第 4 号） （後日、提出可だが、工事実施依頼前までに必要） 上記以外にも、各自治体において申請に必要な書類が追加され

		る場合もありますので、詳しくは最寄りの市町村の住宅相談窓口を確認してください。 また、工事完了後には、工事施工中、施工後の施工写真が必要になりますので留意願います。
11	大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊かどうかは、どのように確認するのか。	り災証明書の「被害の程度」欄、又は被災者台帳により確認します。 また、り災証明書の提出が申込み後となる場合は、自宅の被害状況が分かる写真などで代用し、り災証明書が交付を受けた段階で提出いただければ結構です。
12	応急修理の申請時に提出する「り災証明書」、「住民票」は、コピーでも良いのか。	コピーで差し支えありません。
13	単身赴任等により住民票を移動せず居住していた住宅が被災した場合、住宅の応急修理の対象となるか。	今後も引き続き被災した住宅に住み続ける場合には、複数月分の公共料金の支払証明など、客観的に居住の実態が確認できる資料により居住の実態が判断できれば問題ありません。
14	別荘は応急修理の対象となるのか。	主たる住宅がある場合は、居住実態があったとしても応急修理の対象とすることはできません。
15	全壊した住宅は応急修理の対象とならないのか。	全壊であっても、応急修理を実施すれば居住することが可能なら、応急修理の対象とすることが可能です。
16	1階が店舗や事務所として利用している併用住宅は住宅の応急修理の対象となるか。	住宅の応急修理は、日常生活を営んでいるところを対象とするため、1階が事務所や店舗等である場合には対象となりません。 ただし、1階の階段が壊れて2階の居住スペースに行けない、1階にしかトイレがない等理由があれば修理の対象となります。
17	住民票は一つだが、例えば「母屋」と「離れ」のように別居している世帯の場合、「母屋」と「離れ」それぞれで修理を受けることはできるか。	世帯・生計が別で、それぞれが独立した住戸を形成していれば、それぞれで応急修理は可能です。
18	D I Yの材料費は、住宅の応急修理の対象となるか。	D I Yは、自らの資力で実施することから、応急修理の対象外となります。
19	複数階建て共同住宅の共用部分は修理対象となるか。共用部分が利用できないと上層階に行くことができない。	① 分譲住宅の場合、管理組合理事会や各住居世帯主持ち回りなどにより入居者の正式な同意（同意書）が得られれば、入居世帯分の費用を合算して共用部分の修理を行うことが可能です。 ② 賃貸住宅の場合、一般的にはその借家の所有者・管理者が修理を行うこととなります。しかし、所有者・管理者に応急修理を行う資力がない場合には、入居世帯数分の費用を合算して共用部分の修理を行うことが可能です。 なお、この場合、所有者・管理者に資力がないことを証する資料が必要となります。
20	間取りを変更することは可能か。	例えば、部屋を6畳間から8畳間に拡張する等の工事を行う場合でも、修理対象工事が含まれる場合は当該工事を応急修理の対象として差し支えありません。
21	仕様がグレードアップになる工事は対象となるか。	建具（玄関扉、戸、サッシ）や設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器）等のグレードアップは応急修理の趣旨・目的と合致せず、応急修理の対象とは言えませんので、必ず、変更する建具や設備が元々設置されていた製品の後継の製品であることを業者に確認してください。 また、交換前の品番、機能等についても写真撮影するなどグレードアップではないことを示すこと。

22	屋外設置型給湯器は応急修理の対象となるか。	浸水等により破損した給湯器（配管、貯湯タンク、室外機）は対象となります。 ただし、給湯器の交換に当たっては、故障個所を明確に示すとともに、元々設置されていた製品の後継の製品であることを業者に確認してください。 （必ず、交換前の写真と交換後の写真を撮影するとともに、写真には、故障個所や、交換前の品番、機能等を示し、グレードアップではないことを示すこと。）
23	床上浸水により汚泥が堆積し、洗い流しても悪臭が取れない、カビが発生するなど、そのままでは生活できない場合、破損はなくても修理の対象となるか。	汚泥や悪臭により使用できないと判断した床や壁については、応急修理の対象として差し支えありません。 また、床と併せて畳などの修理を行う場合も対象となります。
24	住居内の土石や木竹の除去は応急修理の対象となるのか。	住宅内の障害物を除去する場合は、住宅の応急修理に該当しません。 障害物の除去に関する制度が別途ありますので相談窓口でその旨相談願います。
25	応急修理に伴い廃棄する廃材の処分費等は、応急修理制度の対象となるか。	応急修理によって搬出される産業廃棄物の運搬、処分費は応急修理制度の対象となります。 また、環境省の災害等廃棄物処理事業の対象となる場合もありますので、市町村の廃棄物処理窓口に相談してください。
26	床の修繕に合わせて畳敷きをフローリングに変更してもよいのか。	当該仕様の変更については応急修理の対象として差し支えありません。 ただし、床暖房などの追加設備（グレードアップ）は自己負担となりますので留意願います。
27	畳の交換は対象となるのか。	床と併せて畳などの修理を行う場合も対象となります。 畳だけの交換は対象となりません。 また、床と併せて交換を行うものであれば畳の枚数に上限設定はありません。
28	床板を修理するうえで、床下断熱材は対象となるか。	浸水した床下断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、その交換については応急修理の対象として差し支えありません。
29	浸水した部分の床壁の修繕は対象となるか。（断熱材、石膏ボード張替など）	一度、浸水した断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、交換の対象として差し支えありません。 その際、石膏ボードを外す、壊す等せざる得ない場合も張替えの対象となります。
30	内部建具（ドア、ふすま、障子）は対象となるか。	損傷度合いにもよりますが、ドア類は長時間浸水することで反ってしまった場合、ふすま、障子類も枠組みが破損している場合などについては応急修理の対象として差し支えありません。 なお、ふすま、障子の張替えだけで済むような修理は対象にはなりません。
31	破損した内壁（土壁）は対象としてよいのか。	珪藻土や聚楽壁などは一度浸水するとボロボロになってしまう可能性が高いため、対象として差し支えありません。
32	内壁が破損した場合は対象となるか。	内壁（住家内に面する壁、間仕切壁等）が破損した場合については、対象として差し支えありません。ただし、下地等の破損がなく、単に壁紙を補修する場合については、対象になりません。
33	エアコンの室外機は修理の対象となるか。	エアコンは家電製品であり、住宅の応急修理の対象とはなりません。
34	従前、井戸水を使用していたが、災害後、井戸が濁って、飲めなくなった。住宅の前に水道管が通ってお	新たに水道を敷設するための工事は元の住宅の応急修理の範囲とはならないため、対象とはなりません。 上水道事業を所管する担当窓口にご相談願います。

	り、敷地内の配管を行えば給水が可能であるため配管を行いたいが、この工事は応急修理の対象となるのか。	
35	浸水被害により、浄化槽ブロワーが故障した。ブロワーの交換は応急修理の対象となるか。	浄化槽ブロワーは住宅設備であり、対象として差し支えありません。
36	台所の流し台（キッチン）を交換することは応急修理の対象となるか。 また、オール電化のIHクッキングヒーターは対象となるか。	損傷した流し台（キッチン）は住宅の基本設備であり、交換は応急修理の対象として差し支えありません。 損傷した流し台と吊戸棚が一体となっているからといっても、浸水していない、損傷していない吊戸棚を交換する場合は、応急修理の対象外となります。 IHクッキングヒーターがシステムキッチンと一体となっている場合は修理の対象です。 ただし、ガスコンロからIHクッキングヒーターなどの明らかなグレードアップは応急修理の対象外となります。
37	ガスコンロは対象となるか。	ガスコンロは家電製品であり、生活必需品として配布していることから応急修理の対象外となります。
38	便器が使用できない状態になった。応急修理の対象となるか。	応急修理の対象として差し支えありません。（暖房便座は可。） - 被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理して差し支えありません。 - 被災前、温水洗浄機能が付いていない便器であったにも関わらず応急修理において温水洗浄機能を新規で取り付ける場合は対象外となります。 - 和式便器から洋式便器（暖房便座は可。）は対象として差し支えありません。（ただし、温水洗浄便座の新規取付けは対象外となります。） - 自宅に大便器と小便器がある場合は、大便器の修理のみ応急修理の対象となります。両方の便器の修理は制度の趣旨・目的と合致せず、応急修理の対象とは言えません
39	住宅の1階と2階の両階にトイレがあり、1階のトイレが破損した場合、修理の対象となるか。	1階にトイレがあり災害により破損したが、2階にもトイレがあり、差し当たって2階のトイレの使用が可能な状態であれば、応急修理の対象とはなりません。 - また、2階のトイレと1階のトイレの交換も応急修理の対象とはなりません。
40	温水洗浄便座は応急修理の対象となるか。	- 被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理して差し支えありません。 - ただし、新規設置は、修理ではないため対象外となります。
41	浴槽に汚泥や石が流入し、破損又はひびが入っている。応急修理の対象となるか。	修理・交換の対象として差し支えありません。 また、破損又はひびもない状態の浴槽であって、なお交換を必要とする場合については、破損箇所を明確にする必要があります。 なお、公営住宅の浴槽については応急修理の対象になりません。
42	各住戸に設置している防災行政無線が浸水により使用不能となった。修理の対象になるか。	応急修理の対象外です。個別の受信器の交換・修理については、各市町村又は都道府県の危機管理部門にお尋ねください。
43	65万5千円以内あるいは31万8千円以内であれば、	修理を単一の業者に発注するよりも、複数の業者に分割発注した方が工期短縮も費用節約になる場合は、修理を工種ごとに別の

	修理を複数業者へ依頼することは可能か。	業者に分割発注することは可能です。修理が長期化する場合は認められない場合もあります。
44	住宅の修理の見積を依頼したら、100 万円の見積書が提示された。応急修理の限度額を超える場合は、どのように申し込んだらよいか。	被災者負担分と、応急修理分を含んだ修理見積書（様式第 2 号）を作成し、各市町村窓口に提出してください。 また、基準額を超えた部分や応急修理の対象とならない部分については、申請者と業者で別途契約をしていただく必要があります。 ● 修理総額 100.0 万円の場合 ・ 応急修理 65.5 万円以内（注意：応急修理の対象外が多い場合は満額にはなりません。） ・ 自己負担 34.5 万円以上 なお、自己負担が困難であり、応急修理費用の範囲内で修理を依頼したい場合は、各市町村窓口で相談いただくようお願いします。
45	応急修理業者は自分の家を建ててくれた業者又は大工に施工してもらってはいけないのか。	可能です。 ただし、応急修理の対象等、制度の内容を説明させていただく必要があるので、手配された業者の方に受付窓口に来ていただくようお願いしてください。
46	見積書に添付する被害状況を示す資料として図面の添付は必要か。数量を示すために図面は必要か。	工事実施前については、施工前写真、見積書を添付いただければ問題ありません。 図面の添付は必要ありません。 また、工事完了後については、工事完了報告書、施工中、施工後の写真等及び請求書が確認できれば、完了図面は不要です。
47	修理業者が通常使用している見積書に変更してもよいか。	住宅の応急修理の指定の様式を使用してください。 また、修理業者が作成する内訳書の添付をもって修理費用の内訳の記載に代えることができる様式を新たに加え、地方公共団体が使用する様式を選択することが可能です。